

由利本荘市地域生活支援拠点等事業実施要綱

令和3年 9月 1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第87条第1項に規定する障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）に基づき、障がい者及び障がい児（以下、「障がい者等」という。）の高齢化、重度化並びに「親亡き後」に備えるとともに、障がい者等の入所施設や病院等からの地域移行を進め、障がい者等の地域生活を推進することを目的とした由利本荘市地域生活支援拠点等事業（以下、「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、法及びその他関係法令の定めるところによるものとする。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は由利本荘市とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、第5条第3項に規定する業務を由利本荘市障がい者基幹相談支援センターに委託することができる。

(事業内容)

第4条 事業の内容は、地域生活支援拠点または居住支援のための次項の機能を備えた複数の事業所及び機関による面的な支援体制の整備とする。

- 2 地域生活支援拠点に必要な機能とは、次の各号に掲げる機能をいい、この機能を担い、第5条により登録した事業所を地域生活支援拠点事業所（以下、「拠点事業所」という。）という。

(1) 相談

由利本荘市障がい者基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、特定相談支援事業所等と連携し、緊急時の支援が必要な世帯に対して常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネーターや相談、その他必要な支援を行う機能

(2) 緊急時の受入れ・対応

短期入所等を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や養護者からの虐待、障がい者等の状態変化などにより必要な介護が受けられなくなった障がい者等の緊急時の受入れや医療機関等への連絡等の必要な対応を行う機能

(3) 体験の機会・場の提供

地域移行支援や親元からの自立等に当たり、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

(4) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、または高齢化に伴い重度化した障がい者等に対し、専門的な対応を行うことができるサービス提供体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

(5) 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

3 前項の機能の総合的な調整を図るため、コーディネーターを配置する。

(拠点事業所の登録)

第5条 拠点事業所として事業を行おうとする事業所は、由利本荘市地域生活支援拠点等事業所登録申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の事業所は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

(1) 指定障害者支援施設または指定障害福祉サービス事業所の指定を受けていること。

(2) 指定障害児入所施設または指定障害児通所支援事業所の指定を受けていること。

(3) 指定特定相談支援事業所または指定障害児相談支援事業所の指定を受けていること。

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、拠点事業所として第4項の台帳に登録し、由利本荘市地域生活支援拠点等事業所登録通知書(様式第2号)によりその旨を通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により登録を行った事業所を由利本荘市地域生活支援拠点等事業所台帳(様式第3号)に登載し、管理するものとする。

(登録の変更)

第6条 拠点事業所は、第5条の登録の内容に変更が生じたときは、速やかに由利本荘市地域生活支援拠点等事業所登録内容変更届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(拠点事業所の廃止等)

第7条 拠点事業所は、第5条の登録を廃止、休止または再開するときは、由利本荘市地域生活支援拠点等事業所廃止・休止・再開届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(調査等)

第8条 市長は、拠点事業所及びその運営法人等に対し、事業の運営状況について、随時報告を求めることができるほか、必要に応じて調査を実施することができる。

(遵守事項)

第9条 拠点事業所は、事業の趣旨や担う機能について十分に理解し、第4条第2項の機能を適切に実施できるよう留意しなければならない。

2 拠点事業所の従業者は、正当な理由なく業務上知り得た事業および利用者に関する秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年 9月 1日から施行する。